

○伊予市ふたみシーサイド公園条例施行規則

平成19年3月12日規則第19号

改正

令和2年6月18日規則第55号

令和2年9月18日規則第67号

令和3年3月30日規則第20号

伊予市ふたみシーサイド公園条例施行規則

伊予市ふたみシーサイド公園条例施行規則（平成17年伊予市規則第105号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊予市ふたみシーサイド公園条例（平成17年伊予市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等の変更）

第2条 指定管理者は、条例第4条の3第2項の規定により、条例第3条に規定する公園の施設（以下「施設」という。）のうち管理室棟、産業交流センター及び店舗棟の開館時間又は休館日を変更しようとするときは、ふたみシーサイド公園開館時間・休館日変更申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（利用の許可申請等）

第3条 条例第5条第1項の規定により、施設の利用許可を受けようとする者は、ふたみシーサイド公園利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設の利用を許可しようとするときは、必要に応じ関係機関に意見を求めることができる。

3 指定管理者は、施設の利用を許可したときは、ふたみシーサイド公園利用許可書（様式第3号）を交付する。

（利用料金の承認申請等）

第4条 指定管理者は、条例第7条第3項の規定により、施設の利用料金を定めようとするときは、ふたみシーサイド公園利用料金承認申請書（様式第4号）に関係書類を添え市長に提出し、承認を得なければならない。

（利用料金の減免）

第5条 条例第7条第4項の規定による利用料金の減額又はその支払いの免除（以下「減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 災害等により、施設の全部又は一部の利用ができないとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設の全部又は一部の利用ができないとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、ふたみシーサイド公園利用料金減免申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果をふたみシーサイド公園利用料金減免決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 前項の規定による減免を受けることができる利用料金の額は、当該利用料金の3月分相当を限度とする。

（利用料金の還付）

第6条 条例第7条第7項ただし書の規定により、利用料金を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第9条の規定により、利用許可を取り消したとき。

(2) 災害その他利用者の責めによらない理由により、施設の全部又は一部の利用ができなくなったとき。

（遵守事項）

第7条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物、付属施設及び備品等を損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 施設を不潔にし、騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) その他指定管理者の指示に従うこと。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊予市ふたみシーサイド公園条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年6月18日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 ふたみシーサイド公園の運営及び利用のために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年9月18日規則第67号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

ふたみシーサイド公園開館時間・休館日変更申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者
所在地
名称
代表者名

ふたみシーサイド公園の開館時間・休館日を変更したいので、次のとおり申請します。

施設名		区分	変更前	変更後	変更の時期
開館時間			午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から
			午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から
施設名		区分	変更前	変更後	変更の時期
休館日					年 月 日から
					年 月 日から

年 月 日付けで申請のあったふたみシーサイド公園の開館時間・休館日の変更については、申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者
名称
代表者名 様

伊予市長



様式第2号（第3条関係）

ふたみシーサイド公園利用許可申請書

年 月 日

指定管理者
名 称
代表者名

様

住 所
氏 名
(連絡先)

ふたみシーサイド公園を利用したいので、次のとおり申請します。なお、利用に当たっては、ふたみシーサイド公園の管理に関する諸規定を守ります。

利 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から 年 月 日 午前 午後 時 分まで
利 用 場 所	
利 用 目 的	
利 用 予 定 人 員	大人 人 子供 人 計 人

様式第3号（第3条関係）

ふたみシーサイド公園利用許可書

年 月 日

氏 名 様

指定管理者

名 称

代表者名

印

年 月 日付けで申請のあったふたみシーサイド公園の利用については、次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から 年 月 日 午前 午後 時 分まで
利 用 場 所	
利 用 目 的	
利 用 料 金	円
許 可 条 件	1 施設の利用目的以外に利用しないこと。 2 施設の利用に当たって発生した事故は、利用者において処理すること。 3 施設の利用中に、施設又は設備に損傷を与えた場合は、利用者において原状に復すること。 4 利用後、必ず指定管理者の検収を受けること。 5 その他ふたみシーサイド公園管理の諸規定を遵守すること。

(教示)

様式第4号（第4条関係）

ふたみシーサイド公園利用料金承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者
所在地
名称
代表者名

ふたみシーサイド公園の利用料金を定めたいので、次のとおり申請します。

施設名	区分	利用料金	適用の時期
			年 月 日から

年 月 日付で申請のあったふたみシーサイド公園の利用料金については、申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者
名称
代表者名 様

伊予市長



様式第5号（第5条関係）

ふたみシーサイド公園利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者

名 称

代表者名

様

住 所

氏 名

（連絡先）

ふたみシーサイド公園の利用料金について、減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 の 理 由	
利 用 料 金 の 額	
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	

備考

- 1 利用料金の減免は、3月分を限度とする。
- 2 添付書類は、申請理由を証する書類に加えて、必要に応じてその他の書類の提出を求める場合がある。

様式第6号(第5条関係)

ふたみシーサイド公園利用料金減免決定通知書

年 月 日

申請者
氏名

様

指定管理者
名称
代表者名

印

年 月 日付けで申請のあったふたみシーサイド公園の利用料金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
減免の区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額		
決定金額	円	減免率	%
不承認の理由			